

# 行政財産賃貸借契約書（案）

賃貸人豊田市（以下「甲」という。）と賃借人〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の条項により行政財産の賃貸借契約を締結する。

## （賃貸借物件）

第1条 甲が所有する別紙「貸付物件一覧」の物件（以下「本物件」という。）の一部を自動販売機（別添仕様書のとおり）設置用地に供するため乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

## （賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年6月1日から令和13年3月31日までとする。

## （賃貸借料及び納入方法）

第3条 賃貸借料は、年額金40,131円（令和9年度以降は、前年度課税標準額に100分の4を乗じて得た額）とし、乙は、甲に対し、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、前条の期間に変更が生じた場合は、年額の月割によって精算するものとする。

2 乙は、前項の賃貸借料を甲が定める期限内に納入しない場合は、遅延日数に応じ、前項の賃貸借量に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）の規定により算定された延滞金額を加算して納入するものとする。

## （届出事項）

第4条 乙は、次の各号の事由に該当するときは、書面により速やかに甲に対して届けなければならない。

- (1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項についての変更があったとき
- (2) 乙の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき

## （無断転貸等の禁止）

第5条 乙は、甲の承認を得ないで、本物件の賃借権を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用目的を変更してはならない。

## （使用等の禁止）

第6条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者に使用させてはならない。

## （契約不適合責任）

第7条 乙は、本物件に契約不適合があったときは、甲に対して履行の追完を請求することができる。

## （管理責任）

第8条 乙は、本物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。  
(現状の変更)

第9条 乙は、本物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面を甲に公布し、その承認を得なければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、この契約に関して、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。  
(維持管理等の経費)

第11条 乙は、本物件の維持管理、改良その他の行為をするための経費を全て負担するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により本物件に損害が生じた場合は、この損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲のほか、国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公用に供するために本物件を必要とするとき。

2 甲は、前項第1号の規定による解除により乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

3 乙は、天災その他の乙の責めに帰さない事由において自動販売機の設置が困難となった場合には、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定による解除により乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(物件の返還)

第15条 乙は、この契約が終了するときは、本物件の損傷を原状に復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。本物件の返還に要する費用は、その解除が甲の責めに帰する場合を除き、乙が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本物件が乙の責めに帰することができない事由により滅失し、若しくは損傷しているとき又は甲が本物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、乙は、本物件を現状のまま返還することができるものとする。

(有益費等)

第16条 乙は、本物件に投じた有益費、明渡料その他の費用を甲に請求しないものとする。

(管轄裁判所の合意)

第17条 この契約に関して甲乙間に争いがある場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和\*\*年\*\*月 \*日

甲 (賃貸人) 豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦  
(担当課 ○○課)

乙 (賃借人)